

仕 様 書

| | |
|---------|---|
| 規 格 | レギュラーガソリン 日本産業規格 K 2 2 0 2 |
| 購入予定数量 | 年間 53,000 リットル 注) 購入予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではない。 |
| 給 油 方 法 | 当該給油所の従業員が給油作業を行う。 |
| 支 払 方 法 | <ul style="list-style-type: none">代金の支払は1ヶ月毎の精算払いとし、納入者は、月の初日から末日まで給油した量を最上総合支庁の課毎にとりまとめ請求する。請求額（課毎）に端数（1円未満）が出る場合は、その端数を切り捨てるものとする。最上総合支庁は、請求書受理日から30日以内に代金を支払う。 |
| そ の 他 | <ul style="list-style-type: none">納入者は、請求時に納品したレギュラーガソリンの成分表を提出するものとする。市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合は、下記基準により協議を行うことができるものとする。 (通常は毎月の最終公表日の指標価格を変更の目安とする) <p>① 変更契約について協議を行う基準（価格は税込） 前回契約価格決定時の指標価格（経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査：レギュラーガソリン）と現行の指標価格に2円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。</p> <p>② 変更契約時の価格の算定（価格は税抜）</p> <ul style="list-style-type: none">変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と現行の指標価格の価格差額とし、変更契約額（増減額）の算定においては指標価格の増減額の小数点第2位を切り捨てるものとする。入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額（端数処理による誤差を除く。）とする。 <p>③ 変更契約を行う日 申し出を受理した日の翌月1日とする。</p> <p>④ その他 上記③によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。</p> |